



平成27年11月25日

各 位

会 社 名 : 東亜バルブエンジニアリング株式会社
(コード : 6466 東証第二部)
代表者名 : 代表取締役社長 唐澤 裕一
本 社 : 兵庫県尼崎市西立花町五丁目12番1号
所 在 地 :
問合せ先 : 管理本部長 飯田 明彦
(TEL : 06-6416-1157)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年12月22日開催予定の当社第16回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待された役割を十分に発揮することができるよう、また適切な人材を招聘ができるよう、現行定款第32条（社外取締役との責任限定契約）及び第41条（社外監査役との責任限定契約）の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙添付のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成27年12月22日
定款変更の効力発生日 平成27年12月22日

以 上

別紙

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第41条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第41条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以 上